京　都　大　学　教　育　制　度　委　員　会　規　程　等　新　旧　対　照　表

改　　正　　前	改　　正　　後
京都大学教育制度委員会規程 **（平成１６年６月１５日総長裁定）**	
第１条　国立大学法人京都大学部局長会議規程（平成１６年達示第５号）第１３条第１項の規定に基づき、研究科長部会の下に特別委員会として、教育制度委員会（以下「委員会」という。）を置く。 （後　略）	第１条　国立大学法人京都大学部局長・学系長会議規程（平成１６年達示第５号）第１３条第１項の規定に基づき、研究科長部会の下に特別委員会として、教育制度委員会（以下「委員会」という。）を置く。 附　則（令和８年１０月総長裁定） この規程は、令和８年１１月１日から施行する。
京都大学特任教授の称号に関する規程 **（平成２２年４月１日総長裁定）**	
（前　略） （選考） 第４条　特任教授の選考は、総長及び理事で構成する会議の議を踏まえて、総長が行う。 ２　総長は、前項の選考を行ったときは、部局長会議に報告を行うものとする。 （後　略）	（選考） 第４条　（同　左） ２　総長は、前項の選考を行ったときは、部局長・学系長会議に報告を行うものとする。 附　則（令和８年１０月総長裁定） この規程は、令和８年１１月１日から施行する。
京都大学名誉フェローの称号授与に関する規程 **（平成２５年３月１９日総長裁定）**	
（前　略） （報告） 第５条　総長は、名誉フェローの称号授与を決定したときは、部局長会議に報告するものとする。 （後　略）	（報告） 第５条　総長は、名誉フェローの称号授与を決定したときは、部局長・学系長会議に報告するものとする。 附　則（令和８年１０月総長裁定） この規程は、令和８年１１月１日から施行する。

改　　正　　前	改　　正　　後
京都大学全学寄附研究部門の設置及び運営に関する要項 **（平成１９年５月１５日総長裁定）** （前　略） （設置の報告） 第６　総長は、当該全学寄附研究部門の設置を決定したときは、その旨を速やかに部局長会議に報告するとともに、学内に公表するものとする。 （後　略）	（設置の報告） 第６　総長は、当該全学寄附研究部門の設置を決定したときは、その旨を速やかに部局長・学系長会議に報告するとともに、学内に公表するものとする。 附　則（令和８年１０月総長裁定） この規程は、令和８年１１月１日から施行する。